

高幡保護区保護司会の理事の分任事務及び費用弁償細目（案）

令和3年7月7日理事会承認

（趣 旨）

第1条 高幡保護区保護司会会則（平成11年4月1日制定）に定める理事の職務の分任及び費用弁償について細目を定める。

（会 長）

第2条 会長は、次に列記する職務を分任する。

- 1) 保護司の新任に係る新任候補者の通報、選考会の開催等の人事手続き並びに保護司の再任に関する事務
- 2) 企画調整保護司及び社会貢献活動保護司の任命手続きに関する事務
- 3) 保護司の表彰等顕彰に関する事務
- 4) 保護司会活動計画の承認申請に関する事務
- 5) 保護司実費弁償金の請求に関する事務
- 6) 保護司会活動の執行状況を定例研修会で報告する事務
- 7) 保護司会を代表し、高知県保護観察所及び県下の保護区保護司会並びに四万十町内の関係機関と連携して保護司会活動を推進する事務
- 8) 保護区保護司会代表者等協議会に出席し高幡保護区保護司会を代表して意見を陳述する事務
- 9) その他、高幡保護区保護司会を代表する事務

2 会長は、必要に応じて会長の事務並びに保護司会活動の事務をその他の理事に分任することができる。

（副会長）

第3条 副会長は、会長が欠けたときに新たな会長が選任されるまでの間、その職務を代行する。

（事務局長）

第4条 事務局長は、次に列記する職務を分任する。

- 1) 保護司会会計の支払決裁書の起案等、保護司会収支計算書の調整に関する事務
- 2) 四万十町の保護司会補助金に関する事務
- 3) 保護司の慶弔、見舞金等の支出に関する事務
- 4) 総会、理事会等の議案の調整及び開催案内等の通知に関する事務
- 5) 保護区保護司会代表者等協議会に出席し高幡保護区保護司会を代表した意見を補完する事務
- 6) その他、高幡保護区保護司会の会計に関する事務

（サポートセンター長）

第5条 更生保護サポートセンター高幡のセンター長は、次に列記する職務を分任する。

- 1) 企画調整会議の運営に関する事務
- 2) 企画調整保護司の担当日の調整に関する事務
- 3) 企画調整保護司活動日誌の調整及び月間報告に関する事務
- 4) その他、更生保護サポートセンター高幡の運営に関する事務

(研修担当理事)

第6条 研修担当理事は、次に列記する職務を分任する。

- 1) 定例研修会の講師の調整、開催日の決定、会場の予約、開催通知等の手続きに関する事務
- 2) 定例研修会の会場設営、受付等運営に関する事務
- 3) 定例研修会の自由テーマを決定する事務
- 4) 地域処遇会議の開催の推進に関する事務
- 5) 保護司の研修記録に関する事務
- 6) その他、保護司の職務研修に関する事務

(社会を明るくする運動担当理事)

第7条 社会を明るくする運動担当理事は、次に列記する職務を分任する。

- 1) 四万十町社会を明るくする運動実施委員会の開催に関する事務
- 2) 社会を明るくする運動強調月間の活動計画の調整に関する事務
- 3) 高幡地区子ども会親善ソフトボール大会の運営に関する事務
- 4) 社会を明るくする運動作文コンテストの運営及び学校への要請に関する事務
- 5) 社会を明るくする運動の実施報告に関する事務
- 6) その他、社会を明るくする運動に関する事務

(更生保護女性会・BBS担当理事)

第8条 更生保護女性会・BBS担当理事は、次に列記する職務を分任する。

- 1) 保護司会活動と連携する町内の関係団体との渉外に関する事務
- 2) BBS組織を育成する事務
- 3) 四万十町更生保護女性会との連携に関する事務
- 4) その他、保護司会と連携する各種団体の渉外に関する事務

(庶務会計担当理事)

第9条 庶務会計担当理事は、次に列記する職務を分任する。

- 1) 庶務会計に関する事務局長の職務を補佐する事務
- 2) 保護司及び保護司会活動に関する広報宣伝及び記録に関する事務
- 3) その他、前四条の担当理事の職務に属さないその他の事務

(分区長)

第10条 分区長は、次に列記する職務を分任する。

- 1) 小学校区別の処遇会議を運営する事務
- 2) 保護司の新任に係る新任候補者の選考並びに選考会の運営事務

- 3) 分区から1人以上の理事を推薦する事務
- 4) その他、分区内における関係機関と連携して保護司会活動を推進する事務

(分任事務の費用弁償)

第11条 分任事務の費用弁償は、高幡保護区保護司会活動に係る四万十町補助金及び会費の二分の一を限度額として予算で総額を定め、分任事務の多少を考慮した標準年額を次のとおりとし、年度末の理事会で調整し決定する。

1) 会長	40,000円
2) 副会長	8,000円
3) 事務局長	30,000円
4) センター長	20,000円
5) 研修担当理事	8,000円
6) 社会を明るくする運動担当理事	8,000円
7) 更生保護女性会・BBS担当理事	5,000円
8) 庶務会計担当理事	5,000円
9) 分区長担当理事	5,000円

- 2 分任事務を兼ねる場合は、費用弁償の額の高い額とする。
- 3 任期の途中で理事の異動があった場合には、会長が裁定するものとする。
- 4 理事会に出席する理事及び監事の費用弁償は日額3,500円とし、旅費は1kmあたり20円の車賃を支給する。ただし、その片道の距離が3km以内は旅費を支給しないものとする。
- 5 その他、分任事務に従事するための移動費用が相当必要とする場合においては、更生保護サポートセンター高幡に従事したものと見做してその額を調整するものとする。(その他)

第12条 この細目の施行について必要なことは、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

この細目は、令和3年4月1日に遡及して施行する。